

静かな夜を返せ!!

タイトル文字 仲本晁春
第13号

2015年2月10日発行

発行人 第三次嘉手納基地
爆音差止訴訟原告団
団長 新川秀清
編集 文化広報部
住所 沖繩市仲宗根町35-8
電話 098-934-2546
Fax 098-975-6111
e-mail:bakuon@aroma.ocn.ne.jp
http://kadena-bakuon.com/

嘉手納支部 嘉手納町字嘉手納285番地
☎・FAX 098-956-8974
北谷支部 北谷町字桑江 452-6
末吉第二アパートA-3
☎ 090-9782-1320
沖繩支部 沖繩市山里 2-12-3
☎・FAX 098-932-2842
具志川支部 うるま市みどり町 1-5-10
コーポあげな 102
☎・FAX 098-989-3617
石川支部 うるま市石川東恩納1644
☎・FAX 098-964-6030
読谷支部 連絡先 読谷村字古堅 867-27
☎ 098-953-6543

第13回口頭弁論(2014年10月16日)報告

憲法学者・小林武先生の証人尋問



弁護士 山城 圭

第13回口頭弁論では、嘉手納爆音問題に内在する憲法上の問題を明らかにするため、憲法学者であり、憲法問題、平和的生存権に関する多数の著書・意見書をお持ちの、小林武先生の専門家証人尋問が行われました。

小林先生は2011年3月まで本土の大学院教授でしたが、4月からは沖繩に移住して、現在は沖繩大学客員教授として活躍されています。移住の理由について、小林先生は、学生時代に報道で知った宮森小学校ジェット機墜落事件に強い衝撃を受け、沖繩と憲法との関係について深い関心をお持ちになった経緯を法廷で明らかにされました。

小林先生の尋問では、憲法9条に定められている、平和な環境で生存する権利である「平和的生存権」が、単なるスローガンではなく、法的な意味合いを有すること、米軍による軍事的支配及び本土復帰後の過剰な基地負担に苦しむ嘉手納の人々については、人間の尊厳の破壊にまで至る、重大で根本的な、平和的生存権への侵害が発生していることが明らかにされました。

日本国民に等しく保障されているはずの憲法上の権利が、沖繩県においてはまるで存在しないかのような状態が続いていることを、憲法の専門家である小林先生の尋問によつて、十分に明らかにすることができたと思われます。

現在の日本は平和的生存権が脅かされる危険性が日に日に高まっている情勢に思

えます。平和的生存権という権利の重大性を確認することは、嘉手納基地の爆音に苦しむ数万の住民のみならず、日本国民全体にとつて、非常に重要な問題であることをあらためて認識させられた、素晴らしい尋問でした。

石川・宮森630会会長 故豊濱光輝氏の証人尋問



弁護士 高木 吉朗

第13回口頭弁論では、石川・宮森630会会長として、事故の記録集を発刊するなど精力的な活動をされている豊濱光輝先生の証人尋問が行われました。これまでの一次訴訟・二次訴訟においても、原告の被害

のの一つとして「墜落事故の恐怖」を主張してきたところですが、今回の三次訴訟では、証人尋問を通して、より具体的に「墜落事故の恐怖」を立証していこう、との考えから、今回の尋問が実現することになりました。

豊濱先生の尋問では、先生ご自身が当時教員として事故に遭遇し、「遺体安置所」を担当することになった経緯

から始まり、現場での凄惨な光景を語っていたきました。限られた尋問時間の中で、先生が見聞きしたすべてを語っていた。ただ、それは不可能ですが、それでも、時折声を詰まらせながらの証言は迫真性に満ちていました。

さらに、事故から50年を経てもなお、当時の教職員は「責任」を感じていること、今でも体験者からの聞き取りは困難であること、先生ご自身も自らの体験を語るときは涙が止まらないこと、そして、米軍機が爆音を撒き散らしながら上空を飛び回る限り事故の記憶は絶対に消えないこと、などを語っていたきました。

宮森小事故からわずか2年後に起こった川崎米軍ジェット機墜落事故についても、最近記録集が刊行されました。このような成果も踏まえて、弁護団では「墜落事故の恐怖」の立証にさらに尽力していく予定です。引き続きご

支援くださいますようお願い申し上げます。

第14回口頭弁論(2014年12月18日)報告

米軍基地の沖縄集中は差別である

前泊博盛先生証人尋問



弁護士 田村ゆかり

豊濱光輝会長は、1月12日ご逝去されました。81歳でした。当嘉手納爆音訴訟へのご尽力に感謝申し上げます。哀悼の意を表します。第三次嘉手納基地爆音差止訴訟 原告団・弁護士

プで日本ジャーナリスト会議大賞などを受賞されました。

第14回口頭弁論で、仲西孝浩弁護士、齋藤祐介弁護士、山城圭弁護士とともに前泊博盛先生の証人尋問を行いました。前泊先生は、琉球新報社に入社され、論説委員長等を経て、現在は沖縄国際大学地域環境政策学科教授です。新聞社勤務時代から基地問題を扱われ、地位協定に関する外務省機密文書のスクー

尋問のポイントは大きく分けて3点あり、①被告国の「第三者行為論」主張を排斥し、かつ賠償責任を基礎付ける国の加害者責任、②在沖米軍基地の反公共性、③国の「危険への接近」法理を排斥する基地形成過程、です。私は③基地形成史の担当だったので、その中で一番お伝えしたい点をご紹介します。それは、在日米軍専用施設の74%が沖縄に集中することに

合理的理由がないというところです。これは、森本敏防衛大臣(当時)の「軍事的には沖縄でなくてもよいが、政治的に考えると沖縄が最適の地だ」という言葉に端的に表れています。米軍基地が沖縄に集中していることは必然ではなく差別であるということを、前泊先生がこれまで入手された詳細な資料に基づく証言で明らかにできたと思

います。この証人尋問の準備、なぜか担当者4人中2人が打合せ直前に交通事故に遭い、本番も体調を崩すなど、なんだかもう大変でした。ご多忙の中、打合せを重ね、また飛行機内で資料を作成して頂くなど多大なご尽力を頂いた前泊先生に、心から感謝申し上げます。

元嘉手納高校教諭 知念勝美先生の証人尋問



弁護士 赤嶺 朝子

る影響を主張してきたところですが二次訴訟においては、小学校、中学校の先生に証言して頂きました。今回の三次訴訟では、園児及び高校生の被害を立証していこう、との考えから、今回の尋問が実現することになりました。

第14回口頭弁論では、2007年から7年間嘉手納高校に勤務されていた知念勝美先生の証人尋問が行われました。原告の被害の一つとして、爆音が子どもらに与え

知念先生の尋問では、朝はエンジン調整音から始まり、

50分の授業中多いときには5、6回、爆音で授業が中断されることや、その度に生徒達の集中心力がプチンと切れていること、授業を再開する時は中断前の集中心力がある状態に戻るのに時間がかかる様子であったこと、日常的に爆音に曝されている状況は学習できる環境とは到底いえない、などを語って頂きました。また、米兵からレイプ被害を受けたと相談を受けたことがあること、陸上競技場で生徒が練習していると米軍の航空機がわざと照準を合わせているかのように生徒の上を旋回していたことも、爆音被害が授業中断に止まらないことを語って頂き、高校における爆音の影響を明らかにしました。

知念先生も園児の被害を証言して頂いた眞壁先生も、生徒や子どもたちの特徴を落ち着きがないと表現していました。園児から高校に至るまで、日常的に爆音により思考が中断されている状況

では、落ち着いて物事を考えることができずに、落ち着きがなくなることは明らかです。

嘉手納子育て支援センター長 眞壁節子先生の本人尋問



弁護士 高塚千恵子

第14回口頭弁論午後の尋問は、はじめに嘉手納子育て支援センター・センター長の眞壁節子先生の本人尋問を行いました。眞壁先生は30余年に渡り、嘉手納町内の保育園で保育士としてご活躍なさっています。眞壁先生には、爆音被害下で成長する園児の様子について具体的エピソードを交えながら、詳細に話して頂きました。

眞壁先生のお話では、爆音が聞こえると、子ども達は一

このような状況を放置している国。責任は重いです。

齊に近くににいる保育士に抱きつく、一度爆音が聞こえると大泣きし爆音が静かになつた後も泣き止まない、昼食中に爆音が聞こえると泣き出し、そのままご飯を食べない園児もいるということでした。また、爆音対策として、窓を閉めてクーラーをつけていることが多いが、感染症等の予防のためにも換気をしなければいけない、窓を閉めると、うちの子が風邪をひきやすいと保護者から苦情を言われる、しかし、窓を開けると爆音がうるさい等のジレンマがあるという、保育士ならではの苦労もお話しされていました。

尋問の中で、最も印象的だった

たお話は、保育園の園児だった頃は、爆音が聞こえると大泣きしていた園児達が、屋外幼稚園にあがった後は、外で遊んでいるときにひどい爆音が聞こえても、爆音なんて聞かないかのように、遊んでいるという事です。爆音が聞こえると、小さい子は泣き、大人は顔をしかめ耳を塞ぎます。爆音が聞こえた時、そのような反応をすることが正常な人間の当たり前前の反応といえます。爆音によって、幼児のうちに、正常な反応をする、人間として当たり前前の感覚が損なわれるのではないかと、眞壁先生のお話は、そのような危機感を与えてくれるものでした。

原告の眼

第14回口頭弁論を傍聴して



嘉手納支部 副支部長 田仲 康榮

「圧巻！胸がスーとした」国代理人、反論できず、昨年

暮の12月18日、第三次嘉手納基地爆音差止訴訟の第14回口頭弁論が行われた。原告側から証人として午前中、前泊博盛沖国大教授（証人尋問）Ⅱ在沖米軍基地の違法性と反公共性Ⅱ、午後か

ら眞壁節子氏（原告本人尋問）Ⅱ幼児・児童の爆音被害Ⅱ、知念勝美氏（証人尋問）Ⅱ高校生の爆音被害Ⅱが立ち、原告団弁護士、国側代理人の尋問に答えた。

前泊教授は、証言のなかで在沖米軍基地の成り立ち、嘉手納基地の機能強化の実態、米軍が介入した戦争（朝鮮、ベトナム、アフガニスタン、イラク、湾岸等々）の中で嘉手納基地を含む在沖米軍

基地の危険な役割、各種軍事訓練、演習激化に伴う爆音被害の増大、県民被害の増加、県民生活破壊の実態を数字をあげて論証し、在沖米軍基地の危険な実態をあぶり出した。一方で米軍基地が沖縄の経済発展の阻害要因であることも北谷、那覇新都心の返還後の繁栄をあげて、例証し、基地返還の必要性、妥当性を明確にした。それに対し国は、具体的な反論もできず、「数字の根拠は何か」と問うだけが精一杯だった。

前泊教授は、地位協定についても「改定ではなく国内法を適用させるかどうかの日本の主権の問題だ」と強調した。

真壁、知念両証人は、保育所や高校での幼児・子ども達が米軍機の離着陸の爆音エンジン調整音の激化で「おちつきがない」「集中力に欠ける」「恐怖心をいだく」など精神的・肉体的ストレスを

強く感じている実態を証言し、環境改善と基地撤去を訴えた。国側は、この教育・保育現場の実態についても何ら反省の態度を示さず、防音対策の効果を問う非人間的な姿勢に終始した。

今回の口頭弁論は、原告側の証言に国側が反論できず、証言者の優位が目立った圧巻の法廷だった。



口頭弁論事前集会行進 (2014.12.18)



あしびな

今回は、嘉手納支部の原告、金城正子さん(72歳)の琉歌を紹介します。

沖繩お真人の命かける思ひ
基地ないらぬ島の平和ぐらし

基地のよも嵐吹きまくてをていも
諸人肝合わち沖繩よ守ら

鳴響む辺野古崎戦世の哀れ
忘て忘ららの基地や他国に

夜明け一番に庭鳥の声や聞かぬ
基地の爆音の騒さびげじ

美国よ謳て日本の舵取りや
行方定まらの舟酔いややら



募集

このコーナーでは、原告の皆様の琉歌、短歌や俳句などを掲載します。はがきやメールで原告団事務局までご応募ください。



苦情テレフォン案内

《爆音 うるさいと感じたら すぐ電話を！》

- * 北谷町役場(代表)・・・936-1234(町長室)
- * 嘉手納町役場・・・0800-200-4665(フリーダイヤル)
- * うるま市役所・・・973-5029(基地対策課)
- * 沖縄市役所・・・939-2600(時間外は留守電受け一土・日・祝祭日も対応)
- * 読谷村役場・・・982-9221(跡地利用推進課)

※役所では、爆音の苦情を統計データとして記録しています。



2014年度 団結交流忘年会 開催!!

石川支部だより



石川支部恒例の原告団及び弁護団の交流忘年会は去つた12月9日火曜午後6時より石川保健相談センターにおいて盛大に開催されました。第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団石川支部5373人(1913世帯)の中から平日にも関わらず225人の原告が集い、知名支部長の「裁判の勝利に向けて団結して最後まで頑張ろう!!」の力強い挨拶に始まり、弁護士を代表して高木吉朗弁護士の挨拶があり、舞台を飾るかぎやで風を岩永恵子弁護士と林千賀子弁護士を交え、役員11人で舞い素晴らしい幕開けとなりました。また、カラオケを聴きながら親睦を深め、お楽しみ抽選会では90点あまりの景品をめくり悲喜こもももで会場は大盛況でした。参加された団員の皆様、ありがとうございます。

睡眠妨害の調査を 美原地区にて実施

夜間の騒音状況を視覚的に示すことにより、どの地域で、どれだけの睡眠障害が生じているのかを裁判所に理解させる必要からスリープスキャンと言う器具を使用し睡眠への影響調査を美原地区30人を対象に実施しました。



2014年10月16日(木)にスリープスキャンを受ける原告の方々への機器の配布、アンケート等の説明を行い、10月20日から11月14日までの期間を調査しました。データは概ね良好との連絡を受けております。調査に御協力頂きました30人の原告の皆様、本当にありがとうございます。

石川支部 新年度(2015年度) 年会費徴収について

2月は新年度の年会費徴収の時期です。石川支部事務局より納付通知書(ハガキ)を送付致します。尚、前年度までの年会費未納がある方は合わせて納付下さるようお願い致します。

(文・津波弘惟)

11 日本人の告白、 日本政府は自分たちの政府だろうか。

約40年前の毒ガス移送闘争の写真をみつめる。

週に一回は辺野古に通う

表情を見せた仲宗根さん。75

戦後の新教育制度の一年

仲宗根正雄さん。「昨日もね、山型の鉄板に座り込んで、新基地はイラン!!と言いつづけてきたよ。そして、今度もこう思ったんだよ。警備の沖繩人と対立させる政府。これが自分たちの政府なんだろうかと。」ちよつと悲しい

大戦が始まり、我が物顔で「戦時体制」が跋扈した昭和14年(1939)4月に美里村登川に生まれた。自宅の横には約二百年の歴史を重ねる神アシャギがガジュマルに守られながらこの地を見つめて

生になった正雄さんのもとに父も二人の姉妹も既にいかなかった。姉妹はマラリヤとはしかで死亡。父親の仲宗根亀吉さんは軍属として島尻方面に転戦していると聞いていたが、戦後に亀吉さんと同じ部隊だった人から「真壁部落で上官から解散命令が出た、逃げる道中で米軍の砲弾で倒れた。まだ息はあり水を捜して戻って来たからそこにいなかった」と聞かされた母は、真壁に出かけて「石三つ」を集めて来た。しばらくして、熊本県知事名で「戦地報告、死亡通知書」が届く。母から引き継いだ「死亡通知書」を見る度に「父は、そしてウチナーンチュは国を守ろう



仲宗根正雄(75)さん
(沖繩支部)

としたかもしれないが、実のところ国を守らされてしまったのだ。そして、いまもまただよ。」と「戦地死亡通知書」から見えてくる日本、ヤマトの「政府」は何者なんだと問い、疑問が湧きつづける仲宗根正雄さんは「仲宗根亀吉」と刻名されている「平和の礎」に未だ行けない。「いつになったら礎に行く気持ちになるか自分にもわからないよ」と語る上空を米軍機が飛んでいく。「結局、人を殺すための爆音につながるんだよなあ。」と、ぼつり。

徒の一言がある。嘉手納中で授業中ににペーパーを手渡し「さあ、今日は問題演習をやる。しつかり解いて」と語りかけると「先生！演習、えんしゅうと言わないで！」と。子どもの敏感さにはつとさせられて、大人の責任を改めて自覚したと言う。

沖繩戦の悲惨さを伝えなると、あの戦争は「忘れられた戦争」になってしまい、犠牲者も見捨てられてしまうのではないかと仲宗根さんは強調した。



自宅の隣りは神アシャギ

ている。「琉球王府の杣山(そまやま)を監督するために誕生したのが登川と言われているが、戦後は米軍嘉手納基地の杣山みただよ。」と苦笑いの仲宗根さん。

王府の杣山(そまやま)を監督するために誕生したのが登川と言われているが、戦後は米軍嘉手納基地の杣山みただよ。」と苦笑いの仲宗根さん。

中学の数学教師だった仲宗根さんに忘れられない生



父・亀吉さんの「死亡通知書」

謹賀新年

平和世をめざして



原告団長 新川 秀清

清々しい新年を迎え、旧年中のご支援ご協力に心より感謝申し上げます。

昨年は、名護市長選から知事選、衆議院選と選挙に明け暮れる年でありましたが、沖縄御万人の思いが大きくなるとなるとして圧勝することができました。

一方、9月、10月の市町村議員選挙において原告団から立候補した全員が当選したことは本運動の大きな成果であります。

さて、2015年、戦世か

ら70の年です。

防空壕や収容所で生まれた子も70歳。大和は、豊さと平和を享受してきた70年。沖縄の70年は…

「戦世やむかし

平和御世なてん

あきよ我が島や

基地ぬままに」

山内 盛朝

であります。そこへ、昨年示された民意を一顧だにせず辺野古、高江への基地建設を強行しようとする。あろうこ

とか、衣陰にまぎれ、成人を祝う行事も執り行われていく連休の最中での作業強行。嘉手納基地では外来機の飛来、加えて自衛隊を交えた訓練で爆音が激化しているなか、

F16戦闘機12機が暫定配備されるといふ。どこに基地負担の軽減があり、危険性の除去があるというのか。

「戦争は、突然やってくるものではない、じわりじわりとやってくる」ともいふ。

70年前の地獄を過去のこっとせず2万2千名、今年もヒヤミカチ、前進あるのみ、チバテイイカチ。

裁判勝利に向け

一致団結がんばろう！



弁護士長 池宮城 紀夫

原告団の皆さん、2015年を迎え新年のご挨拶を申し上げます。

1952年4月28日は、日本がアジア侵略の戦争に敗北して連合国に占領されていた状態から主権を回復した日と言われています。しかしその主権回復は、我が沖縄



をアメリカに売渡しての日本の戦後独立でした。我が沖縄にとつては、新たな米軍による植民地支配の日であり、戦後70年になる現在に至るまでの屈辱の日(2011年4月28日)に、この第三次差止裁判を提訴したことは沖縄の歴史にとつて極めて重要な意義を持っています。

沖縄の現実、日米両政府による植民地支配そのものです。

辺野古埋め立て反対の公約で約10万票の大差で翁長

雄志新知事を当選させた沖縄の民意を無視し、予算を削減し、辺野古埋め立て予算を倍々増して市民をけ散らして工事を強行しています。加えて、嘉手納基地に新たにF16戦闘機を配備して爆音をまき散らしています。県民の意思を反映した知事が誕生したらその民意に従う、これが民主主義です。しかし、沖縄の現実、戦後70年たっても米軍支配当時と変わりません。

このような現実の中で、我われの裁判は、日米政府の違法、不当を追求して行くいっそう重要な裁判です。裁判はいよいよ証人調べに入っており、原告団と弁護団の緊密な協力が必要です。一致団結して頑張りましょう！



特別寄稿

抑止のウソ

屋良 朝博
(フリージャーナリスト)



ます。そこで、海兵隊にとつて沖繩は死活的に重要なのか、という検証が不可欠です。

日本が安海上想定すべき事態とは、中国脅威それとも北朝鮮の核攻撃でしょうか。韓国国防総省の2003年の公式文書によると、朝鮮有事の際に米軍は69万人を動員することになっています。

そもそもなぜ沖繩に基地が存在するのでしょうか。抑止力、地理的優位性といったあいまいな概念にすべてが流されていきます。沖繩県知事選、衆院選で繰り返し示された「辺野古ノー」の民意さえも押しつぶされます。

いまこそ「そもそも論」が求められます。①日本の安全保障に日米同盟は不可欠だ
②同盟のため沖繩基地は大
事だ③基地の7割は米海兵
隊である—という三段論法で、
日本の安保に海兵隊駐留が
不可欠だ、ということになり

しまします。

極東最大の米空軍嘉手納基地には1個の航空団が常駐しています。前出の韓国国防省資料によると、朝鮮有事で米空軍は32個航空団を投入します。嘉手納をはるかに越える航空戦闘力がこの地域にかき集められることになります。

これらの事実を前提にすると、「日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖繩の負担を軽減するには普天間飛行場の辺野古移設が唯一の選択肢だ」という日本政府の説明は実に不可思議です。安全保障を語る場合、具体的な脅威や有事を想定しなければ本来の議論ができません。ところが日本の現状は実態論を無視し、

日米同盟を維持することだけを唯一の「信仰」として

いるかのようです。もうひとつ見落としてならないのは、米軍再編です。沖繩の負担軽減を目的に日米両政府は沖繩海兵隊を半減させ、グアム、オーストラ

リア、ハワイへ部隊を分散させます。戦闘力の中核である歩兵連隊(第4海兵連隊)さえグアムへ移転します。いざ有事となれば数十万単位の兵力を前線基地に集結させるのですから、そもそも沖繩にこだわる必要はありません。米軍再編によつて浮き彫りにされたのは政府が論じる安保政策の虚偽性です。

政府はいま海兵隊普天間基地の名護市辺野古移設に反対する翁長知事を完全に無視しています。その歪んだ思想性こそが人類の脅威であることを安倍政権は気付いていないよう

です。沖繩の方言で嘘を「ユクシ」と

いいます。「抑止(ユクシ)」と語呂が合うのは単なる偶然ではないかもしれません。ヨクシはユクシ?



“抑止力信仰”の象徴 嘉手納基地

屋良朝博(やら・ともひろ)
1962年沖繩県北谷町生まれ。フィリピン大学を卒業後、沖繩タイムス社入社。92年から基地問題担当、東京支社を経て、論税委員、社会部長などを務める。2006年の米軍再編を取材するため、07年から1年間、ハワイ大学内の東西センターで客員研究員として在籍。2012年6月に退社。現在、フリーランスライター。著者に『改憲と国防』(共著)『誤解だらけの沖繩米軍基地』(以上、旬報社)『砂上の同盟』(沖繩タイムス社)など